平成29年9月22日

# 知的財產法

- 特許・実用・意匠・商標・著作・種苗・・
- 水曜日3限&金曜日4限 全30回

杉 山 務













## 授業予定

▼オリエンテーション

▼特許と実用 10回

▼著作権 7回

▼意匠権 3回

▼ 商標権 6回▼ その他の無体財産権 3回

**単位認定:** 授業貢献(20%:2×10)

報告書(10%:5×2)

授業確認テスト(20%:10×2)

期末試験(50%)

29年度1【知的財産法】杉山 務

4

7

# 知的財産権とは

## 知的財産とは?

人間の知恵や工夫などから生まれる創造物

## 知的財産制度とは?

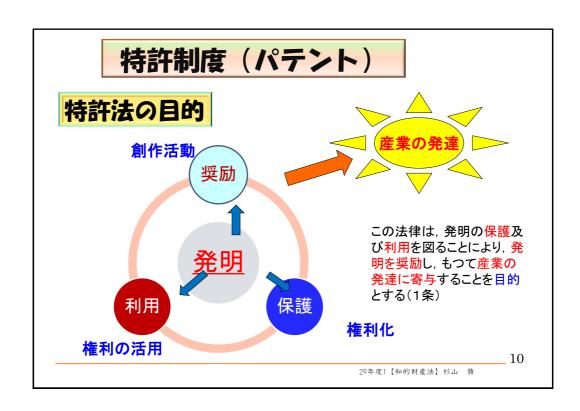


人間の幅広い知的創造活動の成果について,

その創作者に一定の権利保護を与える制度

8





# 特許制度(パテント)

特許権 (特許庁への申請が必要)

### 特許制度の目的

発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、 もって産業の発達に寄与すること

- ■目に見えない思想やアイデアを保護
- ■新しい技術を公開した者にその代償として一定期間、一定の条件で 独占的な権利を与え、他の者に公開された発明を利用する機会を与える
- ■新しい技術の公開により、技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与











\_ 11

## 発明とは?

## 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

#### 自然法則を利用

× 自然法則に反するもの × 人為的取り決めであって 自然法則を利用していな いもの





技術的思想



創作



高度

○技術=一定の目的を達成 するための手段

○誰がやっても同じ結果が 得られる

○新しいことを創り出すこと



○従来にない新しい機能を発揮するもので、 産業上の利用価値があれば改良品でも可

12

技能はダメ

ではダメ しただけ

29年度1【知的財産法】杉山 務

## 実用新案制度

実用新案権(特許庁への申請が必要)

#### 実用新案制度の目的

考案の保護及び利用を図ることにより、考案を奨励し、

もって産業の発達に寄与すること

- ■目的は特許制度と同様
- ■新しい考案を公開した者にその代償として一定期間、一定の条件で 独占的な権利を与え、他の者に公開された考案を利用する機会を与える
- ■日常生活の便宜を増大することから、小発明といわれる
- 1 物品の形状,構造,組合せ 図面が必須
- 2 無審査で登録 出願から早期に権利化
- 3 特許出願へ変更可能



盛り髪用くし コモライフ2個1554円 ダイソー1個105円 550万円

13

## 意匠制度(デザイン)

意匠権 (特許庁への申請が必要)





音匠各録第1063873号

意匠登録第1051125号

### 意匠制度の目的

「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、 もって産業の発達に寄与すること」

- ■意匠は、物品のより美しい外観、より使い勝手の良い外観を探求 するもの
- ■外観は容易に模倣が可能 美観の面から創作を把握し、これを保護
- ■保護することで、不当な競争などを防止し、健全な産業発達に寄 与

14

29年度1【知的財産法】杉山 務

## 商標制度 (ブランド)

商標権 (特許庁への申請が必要)

#### 商標制度の目的

商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護すること

- ■商品や役務(サービス)に付与される識別標識を保護
- ■商標を使用する者の業務上の信用の維持を図ること
- ■需用者の利益を保護する点が、特許・実用新案・意匠との違い



**EPSON** 





\_15

## 著作権制度(コピーライト)

#### 著作権

- ●著作権は、著作者により著作物が創られた時点で「自動的」に発生
- ●「申請」、「登録」等の手続きは不要

## 著作権法の目的

創作された著作物に関して、著作者の権利の保護を図り、「文化 の発展」に寄与すること

著作物とは 著作物:思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、 学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

絵画









16

29年度1【知的財産法】杉山 務

## 著作者等

著作者

●著作物を創作した人

※【職務著作】職務上の著作物は、創作活動を行った個人が属している会社が著作者

保護期間

●著作者の生存年間及び死後50年間

- ■他人の著作物を利用する方法 原則として「権利者の了解」を得ることが必要
- ■著作権が「侵害」された場合の対抗措置
- ①刑事
- ②民事 (損害賠償請求, 差止請求

不当利得返還請求,名誉回復等の措置の請求)

17



## まとめ



# 人が考え創出したものは、法律に<u>規定されたもの</u>のみが保護されます

規定されたもの の判断が問題であり、保護を広く認める傾向にあります

## ご清聴ありがとうございました。

2回(27日:水)は,発明とは何か。

\_ 19

#### 【知的財産権】

知的財産とは、人が知恵や工夫により考え出したもので、その創作者に一定の権利保護を与える制度が、知的財産制度<sup>1</sup>である。

知的財産には種々のものがあり、保護対象ごとに、発明は特許権、デザインは意匠権、ブランドは商標権、小説や音楽などは著作権、というように権利が定められている。

それぞれ権利の特徴に応じて、権利取得の手続や権利内容、保護期間に違いがある。

- ① 特許権 新しい発明を出願日から 20 年間存続 特許法所管 特許庁
- ② 実用新案権 物品の構造,形状の考案を出願から 10 年間存続 実用新案法 特許庁
- ③ 意匠権 物品のデザインを登録から 20 年間存続 意匠法 特許庁
- ④ 商標権 商品やサービスに使用するマークを登録から 10 年間存続, 更新可能 商標法特許庁
- ⑤ 著作権 創作的な表現物を創作時点から創作者の死後50年間存続 著作権法 文化庁
- ⑥ 育成者権 新しい品種の植物を登録から 25 年間又は 30 年間存続 種苗法 農林水産省
- ① 回路配置利用権 集積回路の素子やパターンを登録から 10 年間保護 半導体集積回路の回路配置に関する法律 経済産業省
- ⑧ 不正競争防止法 営業秘密などの不正な利用による競争を防止する行為規制法 経済産業省 これらの内, ①特許, ②実用新案, ③意匠, ④商標の権利を総称して「産業財産権」と呼び, 産業の発達に寄与することを目的とし, それぞれを保護する法律として, 特許法, 実用新案法, 意匠法, 商標法が制定されている。

また,知的財産権として,権利ではないが,特定の行為を規制する法律として,⑧不正競争防止法がある。

知的財産法を学ぶ際に重要なものとして,知的財産関連の条約があり,知的財産の国際的な動向と制度を理解することも重要である。

特許権: 今までになかった新しい発明を保護するもので、自動車に搭載されるカーナビの文字や画像を表示する部分には、液晶技術に関する特許権があるが、液晶技術といっても、表示の原理、液晶の素材、明るさの調整やカラーでの表示、文字を表すための駆動回路、これらの製造方法や製造装置など、多くの技術が一体となってカーナビが製造されており、それぞれに知的財産権が存在し、かつ一人の発明者によって作られるものでもないことから、多くの権利者が存在していることとなる。

**実用新案権**:小発明の権利といわれるが、物品の構造、形状にかかる物の考案を保護するもので、特許権との違い は種々あるが、保護される範囲は重複する部分が多い。自動車に設置されるサンバイザーには鏡を付けるだけで なく、照明を付けるなどの、ちょっとした工夫が権利の対象となる。

**意匠権**:自動車の外観形状や色彩からなるデザインを保護するもので、機能が同じであればデザインの優れたものが消費者に注目を浴び購入される確率が高くなることから、商品価値を高める重要な権利である。

**商標権**:商品やサービスに使用するマークを保護するもので、販売されている製品には、製造者や販売者の名称だけでなく、その製品の独特な呼び方や図形が表示されており、販売者はこの呼び名で商品を販売し、購入者も多くの製品の中から親しんだ呼び名の製品を選択することがある。

**著作権**:創作的な表現を保護するものであり、創作者の生存期間と死後50年まで保護される。カーステレオから 流れる音楽や自動車の説明書だけでなく、自動車そのものをコントロールしているプログラム、カーナビの画面 情報など種々の提供されるサービスが著作権として保護される。

#### ★産業財産権入門の参考資料2

\_

<sup>1</sup> 知的財産基本法 第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

<sup>2</sup> この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

<sup>2</sup> 平成 28 年度知的財産権制度入門(初心者向けテキスト) 特許庁編 2018 年

We b http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/h28\_syosinsya.htm